（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第九条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表第三十九条の四第一項、第三十九条の五及び第三十九条の六各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

第三十九条の六第一号	又は同条第四項	を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）又は同法第二十八条第四項
第三十九条の六第二号	外国法人	外国法人（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）

第三条第二項の表第三十九条の九の項中「第三十九条の九第一項」を「第三十九条の九第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十九条の九第二項	法第百三十六条の三第一項第五号ロ	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号ロ
	行う者	行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）

（金融商品取引法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十条　金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の七第一項第四号の改正規定中「「前三号」を「前各号」」を「及び第二号」を「から第二号の二まで」」に改める。

（金融庁組織令の一部改正）

第十一条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十九号中「ケまで」を「フまで」に改める。

第四条第二号中「及び第百五十六条の八十」を「、第百五十六条の八十及び第百五十六条の八十九」に改め、同条第三号ト中「次条第一項第一号ネ」を「次条第一項第一号ナ」に改める。

第五条第一項第一号中マをケとし、ネからヤまでをナからマまでとし、ツの次に次のように加える。

ネ　特定金融指標算出者（金融商品取引法第百五十六条の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。第二十条第一項第一号ヘ及び第二十三条第一項第一号トにおいて同じ。）

第五条第二項中「ネ、ナ及びウからヤまで」を「ナ、ラ及びヰからマまで」に、「及びム」を「、ネ及びウ」に改める。

第二十条第一項第一号に次のように加える。

ヘ　特定金融指標算出者（特定金融指標（金融商品取引法第二条第四十項に規定する特定金融指標をいう。）のうち外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第十三号に規定する債権（金銭の貸借により生ずるものに限る。）の利率で金融庁長官が定めるものに係る特定金融指標算出業務（金融商品取引法第百五十六条の八十五第一項に規定する特定金融指標算出業務をいう。）を行う者に限る。）

第二十条第二項中「ホまで」を「ヘまで」に改める。

第二十三条第一項第一号に次のように加える。

ト　特定金融指標算出者（第二十条第一項第一号ヘに掲げる者を除く。）

第二十三条第二項中「ホまで」の下に「及びト」を加える。

（金融庁設置法第四条第三号オに規定する指定紛争解決機関を定める政令の一部改正）

第十二条　金融庁設置法第四条第三号オに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第四条第三号オ」を「第四条第三号ク」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「新金融商品取引法」という。）第二十九条の二第一項第六号に規定する有価証券について電子募集取扱業務（同号に規定する電子募集取扱業務をいう。次条第一項において同じ。）を行っている金融商品取引業者（新金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次項及び附則第四条において同じ。）は、改正法の施行の日において同号に掲げる事項について変更をしようとするものとみなして、新金融商品取引法第三十一条第四項の規定を適用する。この場合において、当該金融商品取引業者は、改正法の施行の日から起算して六月を経過する日までの間（当該金融商品取引業者が当該期間内に同号に掲げる事項について同項の変更登録の申請をした場合には、当該変更登録又はその拒否の処分までの間。次項において同じ。）は、同号に掲げる事項について、同条第四項の変更登録を受けないでも、引き続き、当該電子募集取扱業務を行うことができる。

2　前項に規定する金融商品取引業者については、新金融商品取引法第四十三条の五の規定は、改正法の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

第三条　改正法の施行の際現に新金融商品取引法第三十三条の三第一項第五号に規定する有価証券について電子募集取扱業務を行っている登録金融機関（新金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。次項において同じ。）は、改正法の施行の日において同号に掲げる事項について変更があったものとみなして、新金融商品取引法第三十三条の六第一項の規定を適用する。この場合において、当該登録金融機関は、改正法の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、同項の規定による届出をしないでも、引き続き、当該電子募集取扱業務を行うことができる。

2　前項に規定する登録金融機関については、新金融商品取引法第四十三条の五の規定は、改正法の施行の日から起算して六月を経過する日までの間（当該期間内に新金融商品取引法第三十三条の三第一項第五号に掲げる事項について新金融商品取引法第三十三条の六第一項の規定による届出を行ったときは、当該届出を行った日までの間）は、適用しない。

第四条　外国法人である金融商品取引業者（新金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者であって、国内において取引所取引業務（新金融商品取引法第六十条第一項に規定する取引所取引業務をいい、国内にある者を相手方として行うものを除く。）以外のものを行わない者に限る。）については、改正法の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、新金融商品取引法第二十九条の四第一項第四号ロ及びハの規定は、適用しない。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久